北國カードローン DAY SMART 契約約款

第1条(取引の方法)

- DAY SMART 取引(以下「本取引)という。)は株式会社北國銀行(以下「銀行)という。)本支店のうち、いずれか1カ店のみで開
- みとします。)カードローン・カード(以下「カード」という。)を発行し、借主に貸与するものとし

- 、銀行は本取引に使用するためのカードローン・カード(以下)カード)という。)を発行し、借主に貸与するものとします。
 ・本取引はカードはよび現金自動女社機(現金自動サービス機会をおり、以下「支払機関という。)を使用する当座貸越とします。
 ・本取引では小切手、手形の振出しあるいは引受け、または公共料金等の自動支払いは行いません。
 カードおよび支払機の取扱いについては、銀行所定の「心臓カードローン・カード規定」によるものとします。
 ホー実料は、借きからの申込み内容を保行が承託したきた成立します。ただし、借きが銀行ホームページにおいて契約手続さまで実施する場合
 は、銀行がカードを借主宛に送付し、借主が当該カードを受領したことをもって、カード発行日に遡り契約が成立するものとします。
 「24条 保持施理会」

- 第2条(貸債極度等) 1 本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越極度額は銀行が借主ごとに定めるものとし、銀行所定の方法により借主に通知するものとし、ます。なお、貸越極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、この約款の各条項が適用されるものとし、借主は銀行から請求があった場合には、直らに銀行に対して貸越極度額を超える金額を支払らむのとします。 2 銀行は前項にかかわらず、銀行の任意の判断により、本取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を、事前または事後に借主宛に通知するものとします。

第3条(政引期限等)

- 第3条(6月)期限等) 1. 本取引の期限は契約日の1年後の応答日が属する月の末日までとします。ただし、取引期限の前日までに銀行から取引期限を延長しない旨の 申出がない場合には、取引期限に更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。 2. 前項にかかわらず、期間満了時に借主の年齢が満65歳に達している場合は期限の延長はしないものとします。ただし、銀行が認めた場合は の限いではないものとします。 3. 銀行から取引期限を延長しない場合は次とないものも出がなされた場合、または借主の年齢が満65歳に達し取引期限を延長しない場合は次のとおりとします。

7。 ①取引期限の到来により本取引は終了します。 ②第5条の定めにかかわらず、借主は取引期限までに当座貸越借入元利金全額を返済するものとします。 ③借主は、カードを取引期限後直ちに銀行に返却するものとします。

第4条(利息、損害会等)

- 当座貸越借入金の利息は付利単位100円とし、毎月銀行所定の日に、所定の利率および方法により計算し、当座貸越元金に組み入れるものと
- します。 2. 前項の利率は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるも
- のとします。 3. 第1項の制率について、銀行が一般に適用する利率より優遇した利率の適用を行った場合には、銀行はいつでもその優遇した利率の適用を変 更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。 4. 借主が銀行に対する債務を優行しなかった場合の損害金は下り3%(中365日の日割計算)とするものとします。

第5条(約定返済)

僧主は、本取引に基づく当座貸越借入金を毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に次の金額を返済するものとします。ただし、返済日前 日現在で、当座貸越借入金(貸越金利息を含む。)残高がある場合います。

貸越金利息組入れ後の当座貸越残高	約定返済金額
5千円以下の場合	貸越金利息組入れ後の当座貸越残高全額
5千円超20万円以下の場合	5千円
20万円超50万円以下の場合	1万円
50万円超100万円以下の場合	2万円
100万円超200万円以下の場合	3万円
200万円超300万円以下の場合	4万円
300万円超500万円以下の場合	5万円
500万円超の場合	6万円

- ルンボルマルググ 1. 信主は、前条による約定返済のほか随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、信主は、証券類を当座貸越口座へ直接入金できないものとします。 と、前項の随時返済は第7条の自動引度リビトとボール・レン・ボー
- ます。 邮時返済は第7条の自動引落してよらず、カードを使用し現金自動サービス機により行うものとします。この場合、当座貸越口座への入金 資磁情入金残高を超えるときは、その超える金額は返済用預金口座に自動入金するものとします。
- 3. 借主は、約定返済が遅滞している当座貸越口座への入金については、前項にかかわらず、銀行窓口において取扱うこととし、まず遅滞している約定返済に充当し、残額を随時返済とします。ただし、入金額が遅滞している約定返済金額合計額に満たない場合は、当座貸越口座への入金額の上で、

第7条(約定返済金等の自動引落し)

- 第5条による返済は返済用預金口座からの自動引落しによるものとします。この場合、借主は毎月返済日までに返済用預金口座に約定返済金 額相当額以上の金額を預入するものとし、銀行は返済日に普通預金通帳(総合口座通帳を含む。)および同払戻請求書なしで引落しのうえ返
- 済にあてるものとします。 万一、前項の預入が遅滞した場合には、銀行は約定返済金額および損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとしま

○本、明文/加マ1mの/me/) 【佳主は、本取引に関し、借主が負担すべき印紙代その他銀行所定の手数料等の辞費用は銀行所定の日に返済用預金口座から普通預金通帳 8合口座通帳を含む。)および同払戻請求書なして自動引落しのうえ、支払いにあてられることに予め承諾するものとします。

- 19条(期限前の全級支持機務)
 信主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、直に本取引による債務全額について期限の利益を失い、直に本取引による債務全額に返済するものとします。
 ①新ち条に定める債務の返済を差離し、銀行から督院しても、次の返済日までに約定返済金額の全部または一部を返済しなかったとき。
 ②旅産手続開始計た上は東事年と検開始の中立があったとき。
 ③新老交換所の取引停止処分を受けたとき。
 ④第2号、第3号の13か、債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、その他支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 ⑥借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 ⑥行方不明となり、銀行から借主にあった。通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 億年主にかったの各号の事由の一で代生じた場合には、銀行からの請求によって信主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額について期限の利益を失い、直に本取引による債務全額と返済するものとします。
 (借告: 24円とおする債務の一部でも履行を基準したとき、 2
- 直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。 ①借主が銀行に対する債務の一部でも履行を建開したとき。 ②借主が銀行の取引制度に進度したとき、または第19条に基づく銀行への報告もしくは銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の
- 事由が任じたとき、 ③第1号、第2号のほか銀行の樹権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠ったり、銀行からの請求を受領しない等、借主の責めに帰すべき事由により、銀行の請求が 延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

- 延着上去たは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
 第10条(広社会物勢力の排除)

 1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、多力団員、でななった時から5年を経過しない者、象力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標度かつできたは特殊的能勢力集団等、その他これらに準する者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないことを表明し、かつ特殊に力たっても該当しないことを繰り、かしまず。(①最力団員等が経営主要的に関与していると認められる関係を有すること。②最力団員等が経営主要領的に関与していると認められる関係を有すること。③最力団員等が経営主要領的に関与していると認められる関係を有すること。④最力団員等が経営主要的に関与していると認められる関係を有すること。④鬼力団員等に対して資金等と健保し、または便宜を供与するなどの関与としていると認められる関係を有すること。
 ④鬼力団員等に対して資金等と健保し、または便宜を供与するなどの関与としていると認められる関係を有すること。
 ⑤を見または経営主実質的に関与している者が最力団員等と社会的に非難されるへき関係を有すること。
 ⑥を見または経営主実質的に関与している者が易力団員等と社会的に非難されるとき関係を有すること。
 ⑦を見または経営上実質的に関与している者が易力団員等と社会のによるによどを確約いたします。
 ①鬼力的を要求行為
 ②取引に関して、脅迫的な言動をし、または最力を用いる行為
 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または最力を用いる行為
 ③、取引に関して、脅迫的な言動をし、または最力を用いる行為
 ③、電表を流和し、係計を用いまたは最功を用いて傾行の信用を機相し、または銀行の業務を妨害する行為
 ⑤とで他前を与に乗するには第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申むをしたことが判別し、信主との取引と継続かすることが不適切であると幾行が判断する場合には、借きは銀行から請求めの適用により、借きに提書が生じたと替え、依頼を全値から、銀行は一切の責任を負わず、また、借主は、銀行に何らの請求をしません。また、銀行に上れる生わりまた。

第11条(貸越の停止)

- いずれかにあたる事由が生じた場合、銀行は新規貸越を停止できるものとします。
- 旧工になってのか、100年のパンプロルー・ロン・楽は、旅行社が成立と、日本できないのです。 ①第5条上定とめる返済が選集により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合 ③借主の信用状況に関する銀行の審査により、銀行が新規貸越の停止が相当と判断したとき 借主の信用状況に関する銀行の審査により相当と認められた場合、銀行は前項の新規貸越の停止を解除することができるものとします。
- でも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に事前に通知し、直ちに本取引による

第13条(銀行からの相談)

- こともできるものとします。 3. 第1項および第2項により銀行が相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとし、利率、料率は とします

第14条(借主からの相殺)

- 第14条(権主からの権象) ・ 借主は期限の刺来している借主の預金その他の債権と本取引による借主の債務とを相殺することができるものとします。 ・ 前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押掠して直ちに銀行 に担由するものとします。 3. 第1項により借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間を相殺通知の到達の日までとして、利率、料

- 率は銀行の定めによるものとします。 **第15条(債務の返募等にみごの規則)** 1. 返該または、第13条により銀行が相段する場合、借主の銀行に対する債務全額を清減させるに足らないときは、銀行が適当と認める順序方法に より充当することができ、借主はその充当に対しては異議を述べることはできないものとします。 2. 第14系により借主が相段する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、借主の指定する順序方法により充当すること ができるものとします。 3. 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対しては異議を述べるこ
- 4. 第2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、返済期
- ・ かったかったによっています。 の長知などを今間に一般での指定する間で方法により先当することができるものとします。 ・ 第3項点よび第4項によって銀行が完当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行はその順序方法 を指定することができるものとします。

- 第16条(佐藤女祖、免更条又等)
 1、事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、該失または損傷した場合には、借主は銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、借主は銀行から請求があれば直らに代りの証書等を差えれるものとします。
 2. 銀行は、諸届その他の書類の印影(または暗証)を借まり届け出た印鑑(または暗証)と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造、変造。図用等の事故があっても、これによって生じた損害について一切責任を負いません。
 3. 借主は、カードまたは印章を失ったときは、直らに書面によって届出をします。この届出前に生じた損害については銀行は一切責任を負いませ、

- 他主に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は借主が負担するものとします。

第17条(届出事項の変更等)

- ったとき、または氏名、住所、印章、メールアドレスその他届出事項に変更があったときは、直ちに、書面その他銀行所
- た"ノカエトより歌打に無け出るものとします。
 2. 前項の届出を含ったために、届出のあった氏名、住所、メールアドレスにあてて、銀行からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは
 到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。
 3. カードを失った場合のカードの再発行は銀行所定の手続きをした後に行うものとします。この場合、相当の期間をおき、また銀行が必要とする場合は保証人を付することに同意します。
 第18条(液体を引するとに同意します。

- 第18条(康年巻見人等の届出)

 1. 信主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によって銀行に届出さらのとします。
 (信主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって銀行に届出さらのとします。
 (信主またはその代理人は、予でに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも第1項および第2項に同様に銀行に届け出るものとします。
 (信主またはその代理人は、新1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届け出るものとします。

 5. 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、銀行は一切責任を負わないものとします。またこの届出後に銀行に帰け出るものとします。

 る取引を制理の居出の前に生じた損害については、銀行は一切責任を負わないものとします。またこの届出後に銀行に帰け出るものとします。

- 届出の前に生じた損害については、銀行は一切責任を負わないものとします。またこの届出後に、銀行から借主のカードによても異議ありません。

第19条(報告および調査)

- -R全上必要と認めて請求した場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとし
- 。 2. 借主は、自己の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとし
- f。 巨は、借主の財産の調査について銀行が必要とするときは、銀行を借主の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省略のない住民票)の写 戸籍職本、改製原戸籍継本、除籍継本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、 写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。 3. 借主は.

- 第20米(頃州職長) ・ 借主は、銀行が料来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含む)することおよび銀行が譲渡した債権を再 び譲り受けることをかかむめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は名略するものとします。 と、前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含む)の代理人になるものとしま す。借主は銀行に対して、従来どおりこの対象に定める方法によって約定返済金額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

■マイロ級) いら請求を受けた場合には、直ちに公証人に委嘱してこの約款の各条項および本取引から生じる一切の債務の承認ならびに強制 くむ公正証書の作成に必要な手続きをとります。またこのために要した費用は借主が負担します。 ま、本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所

第23条(北國カードローン DAYSMART 契約約款の改定) 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由によりこの規定を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、銀行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。借

の規定が改定された場合には改定後の内容に従います

第24条(取引終了後または解約後の北國カードローン DAYSMART 申込書(兼契約書)の扱い) 取引の終了後、または解約後6ヶ月以内に借主より特段の申出がはい場合は、銀行は借主に通知することなく、当該借主に関する北國カード・ DAYSMART 申込書(兼契約書)および付帯書類を破棄処分することができるものとします。

北國カードローン・カード規定

第1条(カードの利用)

- 第1米(W下でいかけば)
 北関カードローン DAY SMART 取引に使用するためのカードローン・カード(以下「カード」という。)は次の場合に利用することができます。
 1. 銀行の現金自動サービス機(支払、預入、記帳兼用の ATM 機に限る、以下「ATM 機」という。)を使用して当座貸越借入金を返済する場合。
 2. 銀行さまび銀行が自動機の実証利料による更全支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)の自動機(支払専用の CD 機と ATM 機と含む。以下「支払機」という。)を使用して当座貸越情入金の払出しまする場合。

第2条(ATM 機による随時返済)

- 33条(宝参機による払出し) 支払機を使用しさ当座貨庫借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証 および金額を正確に入力してださい。この場合、払尿請求書の提出は必要ありません。 支払機による払出しは、支払機の機種により銀行または提携先所定の金額単位とし、1回、1日、1ヶ月あたりの払出しは、銀行または提携先所定 の金額の範囲内とします。 支払機を使用して当座貨庫借入金の払出しをする場合に、払尿請求金額と第4条第1項に規定する自動機利用手数料金額が払出すことのでき
- その払出しはできませ

第4条(自動機利用手衛料等)

- 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し時に、払戻請求書なして、その払出しをした当座貸越口座から自動的に引落し、当座貸越口座 残高に計上します。なお、提携先の自動機利用手数料は、銀行から提携先に支払います。 第5条(ATM 機・支払機故障時等の取扱い)
- こより ATM 機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、銀行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の返 序性、高速性ではより、江川 Microscopes。 落をすることができます。 停電、故障時により銀行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、銀行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金 都を限度して、銀行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金を払出することができます。なお、推携先の窓口ではこの取扱いをしません。 前項による払出しをする場合には、銀行所定の払展請求書に氏名、金額を配入のうえ、カードともに提出してください。

- 第6条(カード・暗証の管理等)
- ミす。 盗難にあった場合には、銀行所定の届出書を銀行に提出してください。

第7条(偽治カード等による払出し等)

第7条(像強力ード等による私出し等) 係選生れば変わードによる私出しについては、本人の故意による場合または当該私出しについて銀行が善意かつ無過失であって本人に重大 な過失があることを銀行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、銀行所定の書類を提出し、カードおよび暗証 の管理状況、数等状況、警察への適知状況等だこいて銀行の調査に協力するためとします。

- の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について銀行の調査に協力するものとします。
 第3条(金融)・ドによる私出(等)
 1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は銀行に対して当該 払出しにかから債害(手数料や利息を含みます。)の領に相当する金額の補てんと請求することができます。
 (①カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は銀行に対して当該 払出しにかから債害(手数料や利息を含みます。)の領に相当する金額の補てんと請求することができます。
 (②銀行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 (②銀行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。)
 2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが未入の放置による場合を除き、銀行は、銀行・通知が行われた日の30日(ただし、銀行: 通りに当めておしたできないやなと後ない。毎時があることを有があることを根行が通りとします。)
 2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが不り出て、銀行が善意かっ無過失であり、かつ、本人に過失があることを銀行が証明した場合には、銀行は補て人対象額の4分の3に相当する金額を補てんするためとします。
 2. 前辺の規定は、第1項にから発析べの通知が、金銭が行きかた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にから盗産者が「大力な場合」といいて銀行が不の通知が、金銭が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にから盗産者が「今等の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合に対し、銀行は補でん責任を負いません。
 (①当該払出しが行われたとについて銀行が審問した場合)
 A本人に重大が過失があることを銀行が証明した場合。
 B本人の危機者、建等内の複談、同居の複談、その他の同居人、または家事使用人(家事全教を行っている家政婦など。)によって行われた場合。
 A本人に重大が過失があることを銀行が証明において、毎のの同居人、または家事使用人(家事全教を行っている家政婦など。)によって行われた場合。
- - 合。 が、被害状況についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽9の説明を行った場合。 暴動等による著し、社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

第10条(カード再発行等)

・17-2011 47 「難、紛失等の場合のカードの再発行は、銀行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めるこ

。 発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

- 12条(解熱、カードの利用停止等)

 木カードロンを終討さる場合を注けカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを銀行に返却してください。
 カードの改ざん、不正使用など銀行がカードの利用を下適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行からの請求からかな苦慮もにカートを銀行に変払いてください。
 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、銀行の窓口において銀行所定の本人確認書類の提示を受け、銀行が本人であることを確認できたとに停止を解認します。
 ②第13条に定める規定に適定した場合。
-)一定期間カードの利用がない場合。)カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると銀行が判断した場合。 ※要があると判断した場合

第13条(藤渡、質入れ等の禁止) たは貸与することはできません。

第14条(契約約款の適用)

車項については 北岡カードローン DAVSMART 契約約款に上り取扱います